

廿五日ヨリ臨時工ニ名ヲ雇入レ作業ヲ爲シ尚職工
雇入レニ奔走シツ、アリ

(9) 交渉状況

亦四日事業主側ト労働者側高橋阿久利之助外三名
ト會見折衝シ要求事項中十時間労働、食事場、候所設
置、賃金十銭値上ヲ認メタルマ労働者側容認セズ秩

別セリ

警察事故

廿五日職工金鐘恩、高橋仙吉、高橋阿久利之助、應援組合
等七名、作業中、解人臨時工一名ヲ強ヒテ連行シ、爭議團本部ニ
テ爭議加入ヲ強要シタル事實アリ、今人等、日暮里警察署ニ檢束取調中
右及申(通)報候也



勞務第七二五號

昭和四年四月九日

警視總監 宮田光 雄

4. 4. 11
476

内務大臣望月圭介 殿
社會局長 官 殿
大阪府知事 殿

西田木工所ノ労働爭議ニ関スル件 (第二報)

要旨 一、爭議團員ハ印刷物ニ百枚ヲ附近町民ニ配布シ同情ヲ求ム
ニ及、強固貨物百枚ヲ木柵ニテ激勵的振付ヲ爲シタルニ、突如退散ス

標記労働爭議、其後ノ状況左記ノ通